

令和 8 年度

阿南市橋梁定期点検業務
(宝田・中野島・那賀川・伊島地区)

特記仕様書

阿南市 建設部 土木課

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、阿南市が実施する令和8年度 阿南市橋梁定期点検業務（宝田・中野島・那賀川・伊島地区）（以下、「本業務」という。）に適用する。

本業務に関する設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、徳島県県土整備部が定めた「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」等を準用するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の5に規定する道路の維持又は修繕に関する技術的基準等に基づいて、橋梁を点検し、健全性の診断を行い、その結果を記録することを目的とする。

第3条 対象橋梁

本業務において、対象とする橋梁（以下「対象橋梁」という。）は、阿南市が管理する橋梁のうち、別添の「位置図」に記載された302橋とする。

対象橋梁の状況によって、足元条件、安全対策その他の業務の内容に変更が生じる場合は、発注者と協議した上で、設計の内容を変更するものとする。

第4条 適用（準用）基準

本業務は、道路橋定期点検要領（国土交通省 道路局 国道・技術課：令和6年3月）（以下、「点検要領」という。）により実施するものとし、必要に応じて次に掲げる基準を準用するものとする。

- ・ 橋梁定期点検要領
国土交通省 道路局 国道・技術課：令和6年7月
- ・ 基礎データ収集要領（道路橋）令和6年度版
国土交通省 道路局 国道・技術課：令和6年8月
- ・ その他関連基準等

第5条 貸与資料等

本業務で使用する図書その他資料として、次に掲げるものを貸与する。

- ・ 道路台帳
- ・ 橋梁台帳
- ・ 過去の点検記録
- ・ その他関連図書

第6条 管理技術者

管理技術者は、次の各号のいずれかの資格を有し、かつ、橋梁の点検業務及び診断業務に関する実務経験を有する者でなければならない。

- (1) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

- (2) RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）
- (3) コンクリート診断士
- (4) 土木鋼構造診断士

第7条 点検員及び診断員

本業務に従事する橋梁の点検員及び診断員は、前条に規定する資格のほか、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成26年度国土交通省告示第1107号）に基づいて技術者資格登録簿に登録された資格のうち、対象橋梁の橋種（鋼橋またはコンクリート橋）に対応した資格を有する者でなければならない。なお、管理技術者はこれらを兼務することができるものとする。

第8条 業務内容

(1) 計画準備

業務計画書作成、現地調査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。

(a) 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。業務計画書等作成にあたっては、既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して実施するものとする。

(b) 現地調査

定期点検に先立って現地調査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録(写真撮影含む)する。現地調査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

(2) 定期点検

(a) 状況の把握（点検）及び診断（健全性の診断）

「定期点検要領」に基づき、橋梁点検車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。

(b) 定期点検の結果の記録とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、電子媒体（Microsoft Excel）にて記録するものとする。既存の点検結果の点検記録様式の電子媒体（Microsoft Excel）を活用して実施するものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測等を行う。

(3) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検の結果の記録等のとりまとめを行う。これらの報告書作成にあたっては、既存の定期点検の点検表記録様式の電子媒体（Micr

rosoft Excel) を活用して実施するものとする。

第 9 条 安全対策

本業務の履行にあたっては、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を講じなければならない。

第 10 条 通行規制及び道路使用許可申請

受注者は、点検作業前に通行規制に関し発注者と協議を行うものとし、通行規制の手続き完了後より点検作業を行うものとする。また、全面通行止・車両通行止の規制を行う場合については、1 週間以上前より点検箇所周辺に案内看板を設置する等の措置を行い、事前に周知を行うものとする。

道路使用許可申請は受注者において行うものとし、申請書及び許可書の写しを提出すること。また、申請に係る費用は受注者において負担する。

第 11 条 打合せ協議

本業務における打合せ協議は 3 回を予定している。ただし、業務を適正かつ円滑に実施するために必要と認められる場合は、発注者と協議した上で、その都度実施するものとする。

なお、業務着手時及び成果品納入時には、原則として管理技術者が立会うものとする。

- ・ 業務着手時
- ・ 中間打合せ (1 回)
- ・ 成果品納入時

第 12 条 成果品

本業務の成果品は、次に掲げるものを提出するものとする。

- ・ 報告書 (A4 チューブファイル綴じ) 1 部
- ・ 電子納品媒体 CD-R (エクセル・PDF・SFC 等) 2 部 (正副各 1 部)
- ・ その他、発注者が必要と認めるもの

第 13 条 その他

本業務の実施にあたり、疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。